

大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書
チェックシート

以下の補助要件及び提出書類を確認の上、ご提出ください。

申請書類に不備がある場合、補助金の交付決定まで時間を要しますので、予めご了承ください。

補助要件	チェック
【共通】	
申請者は、補助対象となる住宅の所有者ですか。	☐
当該住宅は、市内に存する一戸建ての住宅ですか。	☐
補助対象には、住宅以外の部分は含まれていませんか。	☐
補助事業は、補助金申請する年度の4月1日以降に開始し、同一年度の2月28日までに完了しますか。（なお、既に事業が完了しているものは受付できません。）	☐
今回、申請する箇所は、過去に補助金等を受けていませんか。	☐
当該住宅は、現状において、省エネ基準又は ZEH 水準を満たしていませんか。	☐
他補助金を利用する場合は、補助対象経費が重複していませんか。	☐
市税を滞納していませんか。	☐
【省エネ改修の場合（共通）】	
改修後、耐震基準に適合しますか。	☐
設備の効率化に係る工事費は、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下となっていますか。	☐
【省エネ改修の場合（全体改修）】	
改修後、省エネ基準又は ZEH 水準に適合しますか。	☐
階数が2階以下、かつ床面積が 500 平方メートル以下の木造住宅において、全体改修により ZEH 水準に適合する場合、要綱第3条第1項（2）エのいずれかの要件を満たしていますか。	☐
【省エネ改修の場合（部分改修）】	
別表第1に掲げる要件 ・ 複数の開口部を改修する工事内容となっていますか。 ・ 対象建材は対象型番等に該当しますか。	☐
別表第2に掲げる要件 ・ 対象設備は要件等を満たしていますか。 ・ ※1～3に該当する場合、内容を満たしていますか。	☐
【構造補強の場合】	
区分（2）を実施し、全体改修により ZEH 水準に適合しますか。	☐
要綱第3条第1項（2）エ（ア）から（ウ）までに掲げるいずれかの要件を満たしていますか。	☐

提出書類	チェック
【共通】	
大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書【様式第1号】	☐
事業計画書【別紙1】	☐
経費配分書【別紙2】	☐
実際の事業費の内訳【(参考様式)別紙2】	☐
住宅の所在地、所有者が確認できる書類 ・ 固定資産税納税通知書の写し、登記事項証明書等の写し等	☐
住宅の延べ面積が確認できる書類 ・ 確認済証の写し等	☐
住宅の現状が確認できる書類 ・ 改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）等	☐
事業の開始日が確認できる書類 ・ 契約書の写し等	☐
住宅の所有者が複数の場合、代表者に交付の全てを委任することを確認できる書類 ・ 委任状【参考様式】	☐
市税の滞納が無いことを証明する書類 ・ 完納証明書	☐
【省エネ診断の場合】	
実際に依頼する建築業者以外の見積り（事業費の算出にあたっては、実際に依頼する建築業者のほか1者から見積りを徴収し、2者のうち最低額とするものです。）	☐
【計画策定の場合】	
実際に依頼する建築業者以外の見積り（省エネ診断の場合と同じ）	☐
【省エネ改修の場合（共通）】	
耐震基準に適合することが確認できる書類 ・ 耐震診断結果の写し、住宅性能評価書の写し、確認済証の写し等	☐
【省エネ改修の場合（全体改修）】	
要綱第3条第1項（2）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類 ・ 構造安全性が分かる構造計算書等	☐
【省エネ改修の場合（部分改修）】	
国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 ・ 建材・設備の型番が分かる性能証明書の写し、カタログの写し等	☐
【構造補強の場合】	
国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 ・ 構造安全性が分かる構造計算書等	☐
実際に依頼する建築業者以外の見積り（省エネ診断の場合と同じ）	☐